

脱北女性の結婚

藤本明夫

(東京税関)

1. はじめに

本稿は脱北者に関する研究である。北朝鮮の深刻な人権状況を理解しようにも、情報を得ることは困難であり、実態が見えにくい。それを少しでも可能にしてくれるのが、脱北者⁽¹⁾の証言である。脱北者数の増減は北朝鮮人権状況を測る「温度計」(国家人権委員会 2010: 49)でもある。これが脱北者研究の意義である。脱北者研究では、脱北者の証言に如何なる虚偽やバイアスが入り込むか、または脱北者は北朝鮮社会(母集団)の実態を反映する標本たり得るかといった解明が研究対象となる。

韓国には1948年9月の脱北者第1号である人民軍兵士以来、2012年7月末現在で24,010人が入国しているが、日本では脱北者問題といっても切実さがなく、北朝鮮帰国事業による元在日朝鮮人ら200名ほどが北朝鮮を脱出して日本に入国しているだけである。

脱北者に関する先行研究の数は膨大であっても、韓国国会図書館やRISS等で論文検索すると、大半は韓国社会定着に関するものである。脱北者が急増したのは1990年代後半の食糧難の頃からであり、女性が半数を超えたのは2002年からであって、学問分野としては発展段階であり、韓国で脱北女性を対象とする学術論文は、脱北者関係の論文のうち8.22%にすぎない(イ・ヨンソン、ク・ヘワン、ハン・インヨン 2011: 147)。

チェ・ヒョンシル(2010)は、脱北者の無保護状態を「ホモ・サケル(homo sacer)」に適用できると論じている。「ホモ・サケル」とは直訳すれば「聖なる人」であるが、提唱者であるアガンベン(2003: 103-104)によると、古代ローマ法で「邪であると人民が判定した者」をいい、犯罪人

であっても「その者を生け贄にすることは合法ではない。だが、この者を殺害する者が殺人罪に問われることはない」存在である。

首相官邸の事態対処専門委員会によると、有事において中国に50万から100万人、日本に10万から15万人規模の難民が押し寄せることが想定され、偽装難民も当然入り込む可能性がある⁽²⁾。従って、脱北者の処遇や定着問題は、韓国にとって統一の準備であり、中国や日本にとっては想定される安全保障上の問題である。

まず、脱北者の特性を大雑把に調べてみると、①性別では女性が8割弱であり⁽³⁾、②地域別では咸境道出身者が9割弱であり、③職業別では無職が50%で労働者38%である。④学歴別では高等学校(高校相当)卒が70%、専門大(短大相当)卒9%、大卒以上8%である。⑤脱北後の定着地別ではソウル(29%)、京畿(27%)、仁川(9%)等首都圏に集中的に居住している(統一部 2012)。

脱北の理由も多様化している。「脱北者」全体ではなく、「北朝鮮国民」と「女性」、「脱北者」の基準から人権侵害被害の最も深刻と思われる「脱北女性」に焦点をあて、多角的かつ総合的に研究する必要があるであろう。そこで、本稿では、「結婚(事実婚を含む)」をキーワードとして女性の結婚に焦点を当て、具体的に彼女達の人権がいかに侵害され、どう解決すべきかを考察したい⁽⁴⁾。

2. 北朝鮮における結婚・離婚

韓国の学説(たとえば、シム・ヨンヒ 2006: 176)によると、北朝鮮の女性政策は、二転三転しており、国家政策一般に従属してきた。他の団体に属しない31才から60才までの女性が義務的

に加入する女性団体である「女性同盟」も、女性の権益伸長及び保護のための自発的組織でなく、党政策貫徹及び社会主義経済建設に女性を組織動員する任務を遂行する党の外郭団体に過ぎないのも同じ流れである⁽⁵⁾。

金日成(1984: 379)は「すべての社会を革命化、労働階級化しようとするなら女性を革命化、労働階級化」すべきであり、家庭の革命化にも大きな意義を持つという。つまり「主婦である女性の思想状態」は、子のみならず、男も妻の影響を少なからず受け、その結果、家庭はその本質を失い、機能的集団となる。特に90年代後半以降の食糧難等は、夫婦関係の破綻、脱北等を招来し、家庭解体に拍車がかかった⁽⁶⁾。食糧を確保できない家長たる夫の権威は地に落ち、「昼間電灯」と呼ばれたりする。一方、中国に行き、国内を行商して食糧を確保する妻の地位が相対的に上昇した。

北朝鮮では、恋愛結婚希望者が多いにもかかわらず、現実を考え、見合結婚が大半である(テッサ・モーリス・スズキ 2012: 103)。つまり生存戦略のための生殖家族形成という色彩が濃い。金日成(1984: 384)は、「女性を多く社会に進出させようとするなら女性が安心して仕事をすることができる条件……託児所、幼稚園をもっと多く設け……三大技術革命を促し、質の良い食料加工品と台所用品を多く生産供給して、女性の家庭仕事を減らすといい、実際そうしたため、主婦は、主体思想を物心付く前からたたきこまれた子に対して影響力を及ぼしにくいともいわれる。

北朝鮮家族法(1990年)は、家族関係の通則として、幅広い結婚禁止範囲、父姓追従の原則、広範囲の家族扶養義務など前近代的な家長秩序の要素を法文化するが(キム・ククシン他 2011: 306-307)、敬慕の対象は首領である。「家庭は社会の基層生活単位」(第2条)であり、全社会を「社会主義大家庭」に建設する細胞とみなすことで、家庭の独立性を奪うため、北朝鮮において結婚は私事ではない。たとえば、結婚年齢は同法第9条により男18才、女子17才とされるが、実際には、金日成が、社会主義労働青年同盟第6次大会で「仕事に熱中することができる年齢に結婚をすれば革命課題遂行に支障を与えることになる。男は30

才、女は28才になった後に結婚した方が良い」と言及した(イム・スンヒ 2002: 23-24)ため、晩婚が多い。しかも、婚姻はわが国のような「届出制」でなく、国家登録機関が実質的な要件審査を行う。

他方、脱北を決心するに際して、子や親に比し、夫と一緒に脱北するパターンが少ない点につき、「浪漫的愛情」の欠如ゆえだとする見解(イ・スンヒョン、キム・チャンデ、ジン・ミジョン 2009: 98)もある⁽⁷⁾。「一般的に家長的結婚の特性は夫婦の間の愛情や親しみ、満足度と関係なく安定性が高い。結婚が個人の結合でなく一族の間の結合だから夫婦関係の質や満足度が低くても夫婦関係を維持しなければならないという関係内的・外的圧力が大きい」(イ・スンヒョン、キム・チャンデ、ジン・ミジョン 2009: 36)ためだが、脱北時には、その圧力がなくなるためであろう。

さらに、家族法は第21条で「配偶者が夫婦の愛と信頼をはなはだしく裏切る等の理由で夫婦生活を継続することができない場合には、離婚することができる」とあるように、離婚に関して、原因はともかく、破綻した以上離婚を認める破綻主義を原則としている。破綻に責任ある者からの離婚請求を認めない有責主義を原則とするわが国等と逆の建前をとるが、現実には、法的には裁判離婚しか認められず、運用も離婚に極めて消極的である⁽⁸⁾。脱北者の話によると、離婚は夫婦100組に1組の割合だという(崔達坤 2001: 214)。離婚は社会統合と社会主義大家庭形成に否定的影響を及ぼすからである。ちなみに、北朝鮮では、「幹部は幹部の子供同士で結婚させる。他の成分(階層)間では結婚をしない。……閉鎖的な体制を構築する」(東國大朝鮮日常生活研究センター 2010: 53)。特に、娘を持つ党・政・軍幹部が対外事業に従事する婿を迎える形態が一般的だという(ソン・ジョンイク 2002: 51)⁽⁹⁾。

家事と仕事の二重労働は、「女性らしさの喪失、女性の男性化、母性の喪失、子の教育への関心希薄化、労働による肉体的負担が加重し、家族に対する関心と愛着が欠如する」(孫鳳淑 1982: 230)など、弊害が大きい。

帰国事業で北朝鮮に渡り、2000年すぎに脱北

した梁東河の回想が北朝鮮女性の境遇をよく表現している。

北朝鮮の女性は、働くためだけに生まれてきたような可哀想な存在だった。職場での男性並みの重労働の後に、なお家事を行なうのが北朝鮮では普通だった。職場と家庭で休みなく働き、その間に子供を産んで育て、夫を立てながら家庭を守り、ありとあらゆる苦勞を背負っていた。しかし、大切にされることが本当に少なかった。女性も、粗末に扱われることが当然のように考えているようで、……北朝鮮の若い女性が中国の朝鮮族の農村に売られていくのは、働き者でがんばり屋で辛抱強いという評判が定着しているからである（梁東河・中平信也 2005: 66-67）。

3. 中国における結婚

中国政府は UNHCR が脱北者にアクセスすることを許可せず、しかも脱北者を中朝間の協定等に基づいて単なる不法越境者として強制送還する。国際社会等からの批判も強いが、中国の立場からすれば、中朝国境には歩いて渡れる場所も多いため、いったん難民認定してしまうと、数十万とも想定される中国滞在中の脱北者が一気に認定申請したり、さらに北朝鮮からの脱出行為を誘発したりすることになりかねない。

事実上行使できないだけであるが、韓国憲法第3条は「大韓民国の領土は、韓半島及びその附属島嶼」と定めているので、韓国の主権は北朝鮮にも及ぶ。とすると、中国にいる脱北者は南北の二重国籍状態だと考えるべきことになる。実際、韓国に入学すれば韓国政府は自国民として韓国籍を付与している⁽¹⁰⁾。中国の立場からすれば、難民条約第1条A(2)の定義「国籍国の保護を受けることができない」において、韓国という保護すべき国を有することとなって、論理的には韓国に送還すべきことになる（2011年12月12日発聯合ニュース）。

しかし、韓国の受入体制が不十分であること、偽装難民の審査の困難、脱北者の犯罪が社会問題化していること、韓国は日本への人身売買中継地

でもあること（『読売新聞』 2010年10月23日）等のほか、問題は、韓国民の多くが全体的に統一は望みつつ、現状での貧困な北朝鮮との統一を望まない者が多く、脱北者の無条件受容に対するコンセンサスができていない点であろう。

なお、脱北女性が中国に入国するには、国境地域を往来する朝鮮族を中心とするブローカーに依頼する場合が約8～9割である。家族の犠牲となるために自主的に河を渡ることもあるが、ただ働いて戻りだけのつもりで渡っても人身売買ブローカーが対岸で待っていて、女性を連れ去ることも多いようである。ちなみに中国でも人身売買は刑法（第240条乃至第242条）により、最低でも10年以上、最高死刑までの厳罰に処せられる（登坂 2010: 57-58）。中国では見合いでも仲人に謝礼金を渡す風習があるが、その延長で規範意識にやや欠けるという可能性はある。

都会や韓国等に出稼ぎに行って嫁不足になった東北部を中心とする農村地帯の高齢独身者、障害者等、条件の劣悪な男たちの家に脱北女性は買われて行く⁽¹¹⁾。彼らは女性を買うための借金をするが、その借金を返済するのは脱北女性自身の労働によるケースも多く、ここでも脱北女性は非人間的な扱いを受ける。中国では、戸籍のない者との結婚は許されず、裕福な場合は他人の戸籍を買う例もあるが、多くは単なる同棲である。子ができても無戸籍のままか、自分がいては子の入籍ができないため脱北女性がその家を出て、中国国籍法第4条によって子だけを入籍するかの選択を迫られる。ここでも家族解体が発生する。そのうえ、いったん韓国に入国した脱北者は、中国の査証は容易に得られず（イ・スンヒョン、キム・チャンデ、ジン・ミジョン 2009: 56）、子にも会えない。なお、脱北女性が北朝鮮に強制送還されたりした場合、中国人男性との子の相当数は中国人の父によって捨てられるという（『中央日報』2011年11月5日）。放置すれば、中国も批准している親からの分離の禁止や出生登録と教育をさせる義務を定めた「児童の権利に関する条約」に反することになる⁽¹²⁾。

ただ、脱北女性も中国内滞在が長期化し、現地語習得等により適応能力が向上するにつれ、そこ

から抜け出す方法も体得し、強制結婚も減少し、さらには現地の食堂等で仕事をしながら朝鮮族や韓国男性客と懇意になり、自主的に同棲するケースも多いとの証言がある（イ・クムスン 2007: 9-10）。北朝鮮と中国に各々家庭を設け、1年の半分ずつを暮らす脱北女性もあり、夫婦の「貞操義務」には反するが、夫婦の同居を社会主義大家庭建設という国家の必要に劣後させるためか、北朝鮮法には夫婦の「同居義務」がなく、同居しない点は法的には追及されない。

4. 韓国入国後における結婚・離婚

韓国に到着し、当局（大成公社⁽¹³⁾等）からの調査・研修を受けた後、正式に入国した脱北者の望みは、一日も早く精神的及び経済的に安定した生活、つまり正常な職業生活で収入を確保し、健康な家庭を築くことである⁽¹⁴⁾。しかし、実際には就業も困難、病人も多く、越境の時点で脱北女性は「純潔な北朝鮮女性」から、「性を蹂躪された脱北女性」という負のイメージへと、一気に転化し、結婚も相当厳しい。「飢餓の前に思想も貞操もない」（イ・セロプ 2002: 59）という性イメージが、大成公社やハナ院での調査時における男性職員による言葉の暴力として現れているとの指摘もあり（イ・セロプ 2002: 79）、脱北女性は、入国早々、韓国における自己の立ち位置の低さを確認させられる。

しかし、韓国社会にとっても、統一が直ちに期待できない現段階では、彼らの速やかな定着を期待するしかない。しかも、将来の統一時に、民主主義を学んだ元脱北者の果たす役割は非常に大きく、彼らの健全な定着は国家的要請でもある。北朝鮮社会の再建の架橋者としての役割を担い、必要な人材として育成する必要がある。北朝鮮社会の問題を体で知り、北朝鮮の人々と人間関係を有し、組織・行動パターンまで知悉している彼らを活用しないで統一後の混乱収拾はできず、国政・地方政治もうまく回らない。国際社会の先進文化も経験した脱北者は新しい北朝鮮の希望であり、未来である。他方、脱北者の定着を阻害する要因として、①韓国人の無理解、差別、②北朝鮮での

キャリアの無効化、陳腐化、③命令待ちの姿勢、人間不信、告げ口体質等の北朝鮮での長い社会生活の後遺症等が考えられる。

さて、韓国入国後の既婚脱北女性の選択肢として以下のものがある。①夫を呼び寄せる。②夫と離婚し、北朝鮮又は韓国人男性と再婚する。③夫と離婚するが、独身のままでいる。道徳的にはこの選択が望ましいであろうが、展望もない統一や自由交流の日を待って「一生を孤独の中で生きていくよう強いることは、過度に苛酷」である（李炳旭 2005: 5）。そして④夫との再会を待って何もしないことも考えられるが、ここでは再婚の障害となる重婚問題を考える。

その前提として問題となるのが戸籍である⁽¹⁵⁾。もともと韓国に住み、南側に戸籍があり、不在宣告を受けた場合は、戸籍の回復手続きでよいが（戸籍例規第 201 号）、戸籍が南側にない者は新規に戸籍を編制する必要がある。その際、配偶者が北側にいる場合は、韓国戸籍の「配偶者」欄には記載できない⁽¹⁶⁾。脱北者の一方的陳述を信じるしかないため、架空の人物を配偶者と言う可能性もあるからである。実務的には、身分事項欄には「北朝鮮で〇〇と結婚した」旨の記載をするため、韓国で再婚を考える脱北者は、北朝鮮残留配偶者の死亡の事実を証明するか、失踪宣告や「不在宣告に関する特別措置法⁽¹⁷⁾」に基づく不在判決、又は正式な離婚判決を得なければならない⁽¹⁸⁾。韓国入国時に「北朝鮮では独身であった」旨を虚偽申告すればよさそうなのであるが、「北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」（以下、北朝鮮離脱住民保護法）の第 33 条にある罰則に抵触する。

北朝鮮で結婚していた脱北者は韓国で結婚すると重婚になる（韓国民法第 810 条）⁽¹⁹⁾。日本と違い、韓国では重婚は刑法では処罰しないが、姦通罪（刑法第 241 条）で処罰される⁽²⁰⁾。裁判離婚⁽²¹⁾しか認められない北朝鮮の裁判所に提訴しようにも訴状の送達さえ不可能に近い。そこで、韓国の裁判所への提訴を可能にすべく、北朝鮮離脱住民保護法の改正（2010 年）により、裁判離婚の当事者への送達は、民事訴訟法第 195 条による公示送達により、最初の公示送達は実施した日

から2ヶ月後（同一当事者に対しては実施翌日から）に有効になるものとされた。

実際の事件をみてみると、ある判決は、以下のよういう。

①被告（北朝鮮在住の夫）は、婚姻生活中しばしば酒を飲んで原告（韓国在住の妻）に暴力をふるい、家計を省みなかった事実、原告は1998年頃被告と別居し、両者の婚姻生活が既に北朝鮮でも破綻し、その後原告が脱北した点、②現在、被告が韓国に居住しているかどうか不明である点、③軍事境界線を基準として分断され、南北住民間の往来や書信交換が自由でない現在の状態が近い将来に解消される可能性がそれほど大きくない点等の「事情を総合すれば、原告・被告間に婚姻関係を継続し難い重大な理由があるから、これは民法第840条第6号所定の裁判上の離婚理由に該当する⁽²²⁾」。

被告が出廷すれば反論したであろう不利な事実を民事裁判ゆえにすべて認定され、訴訟費用も被告負担とされる。しかも、統一後はもちろん、北朝鮮在住の夫が偶然この事態を知った際、韓国の裁判所に再審の請求をすることも可能なので、混乱（訴訟合戦）は免れない。日本の民事訴訟でも導入している、「テレビ（又は電話）会議システム」による尋問が検討されてよい。ハード的にも離散家族面会所にあるテレビ画面による面会設備等が活用できそうである。

ただ、2012年5月の「南北住民間の家族関係及び相続等に関する特例法」（以下、特例法）施行により、北朝鮮での婚姻事実を隠すなどして重婚になった場合は、「後婚」を取り消し得ないものとされ、長期間継続した後婚配偶者の信頼を保護することとした。ただし、特例法第6条及び第7条に基づき、後婚配偶者と重婚取消の合意がなされた場合は除外される。また、特例法第8条及び第9条に基づき、嫡出関係存在確認請求や認知請求が分断によって不可能な場合、提訴に障害事由がなくなった日から2年内に提訴できるものとした。

韓国憲法に従って北朝鮮は韓国の一部であり、法律も韓国法のみが及ぶとすれば、北朝鮮での結婚自体が法的に無効であり、法的には初婚だから

再婚も問題ないということになる⁽²³⁾。しかし、そもそも北朝鮮は、対外的に国家の成立要素を備えており、国際法上、南北は各々独立の国家と考えられ、実際にもそう扱われている。然らば相互に法を尊重すべきであり、また、北朝鮮離脱住民保護法も北朝鮮での結婚が有効であることを前提に規定されており、北朝鮮での結婚は有効だとするのが論理的帰結である。ただ、これを認めてしまうと、すべてがなし崩しになるという原理的困難があって、韓国政府は容易にはその立場を認めないのである。

また、韓国では離婚について原則的に有責主義をとるが、配偶者が北朝鮮におり、自由往来ができず、現状では統一も展望できないという点をもって「有責」だとは言えまい。今次の改正は有責でなくても離婚を認める点で破綻主義を採用したようにもみえる。北朝鮮では離婚は裁判でしか認められず、かつ高額の手数料や賄賂を要し、特に女性からの離婚請求は困難なのに、韓国に來ると非常に簡易に離婚が許されるというアンバランスはある。

さて、『東亜日報』（2011年11月4日）によれば、韓国には、脱北者のための結婚相談所が15箇所あり、脱北女性の結婚を仲介する専門業者まである。「南男北女結婚コンサルティング」のチェ・ヨンヒ代表（脱北女性）は、脱北女性は、配偶者への条件は「経済力と寛大な心」だけ、「年齢、職業、教育水準等をあまり問わず」、従順な態度にも韓国男性が好感を持つため、成婚率が高い。ただ、男性側が脱北女性への十分な理解なしで急いで結婚すれば多文化家庭とはまた別の葛藤を経るおそれがあると警告する（『朝鮮日報』2009年8月14日）。

脱北者は、結婚または再婚するとしたら、配偶者としてどの国籍者を選ぶであろうか（表1）。北朝鮮男性は、韓国人女性ではなく（8.2%）、北朝鮮女性との結婚を強く希望する（51.0%⁽²⁴⁾）。他方、北朝鮮女性は北朝鮮男性をさほど好まず（26.7%）、韓国人男性との結婚を望む（28.7%⁽²⁵⁾）。また、男女とも中国人（漢族・朝鮮族共に）をあまり好まない。特に北朝鮮女性は、朝鮮族を11.9%、漢族を1.0%しか希望していないのに、

表1 結婚または再婚するとしたら、配偶者としてどの国籍者を選ぶか？

区分		性別		全体
		男	女	
北朝鮮人	頻度	25	27	52
	性別の%	51.0%	26.7%	34.7%
韓国人	頻度	4	29	33
	性別の%	8.2%	28.7%	22.0%
漢族(中国)	頻度	0	1	1
	性別の%	0.0%	1.0%	0.7%
朝鮮族(中国)	頻度	4	12	16
	性別の%	8.2%	11.9%	10.7%
どの出身でも関係ない	頻度	7	19	26
	性別の%	14.3%	18.8%	17.3%
その他	頻度	9	13	22
	性別の%	18.4%	12.9%	14.7%
全体	頻度	49	101	150
	性別の%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所) 北朝鮮人権情報センター。パク・ジョンナン (2011: 93-94) から再引用。

実際には 40.0% が彼らと結婚している⁽²⁶⁾。つまり、ここにも脱北女性の「生存戦略としての結婚」面を看取することができ、結果、韓国内で、中国人を父、北朝鮮人を母とする多文化家庭が増える。この場合は 3 つの文化（北朝鮮、中国、韓国）に接することになり、それぞれに適応しなければならない。ダブルと称して「多文化」を有意義なものとする風潮もあるが、それを克服できない児童などは自ら選んだ脱北でないので反抗心や挫折感が強く、アイデンティティの混乱に陥る可能性もある。

さらに、韓国人が、脱北者を結婚相手として考えるかにつき、敬遠するという回答が男性は 40.9%、女性は 56.4% と、女性のほうが結婚相手として脱北男性を忌避する。逆にいうと、結婚相手として脱北女性のほうが好まれる（パク・ジョンナン 2011: 110）。結婚における男は経済力という性役割の意識が韓国にまだ残っているのかもしれない。ただし、2011 年の場合、韓国の国際結婚の 74.8%（統計庁）が韓国男性と外国人女性の

組合せである点も勘案すべきであるが、本稿では触れない。

脱北者アンケート（大韓弁護士協会 2010: 337）によると、北朝鮮では家庭で生計を維持すべき責任は女性にあると考える人が 70.5% にもなるというが、主婦が脱北し、残された北朝鮮夫はどうするか。①妻の（脱北）共犯とみなされないよう、直ちに脱北妻と離婚し、北朝鮮女性と再婚する。実際これが多い。「正当な政治的要求からの離婚問題の提起」は、夫婦関係を継続できないものとして離婚理由となるのである（崔達坤 2001: 219）。②妻を待つ。この場合、上述の脱北女性と共通の問題が発生する。統一時又は脱北・南北交流等で夫が韓国に来たときが問題である。韓国法では合法でも妻は北朝鮮法によれば重婚であり、北朝鮮家族法⁽²⁷⁾では一夫一婦制を厳守する社会主義法ゆえに、不在宣告取消時の善意の後婚を除けば、後婚は無効となる。すると北朝鮮での前婚が有効になり、韓国での結婚に起因するすべての法的行為が無効となり、後婚の子の地位は婚外子となる。長期の離散により実体がない前婚を無効とすべきか、経済的な理由のみで結婚した後婚を無効とすべきか。理論的には「無効」は追認不能であるから文言にかかわらず「取り消し」すべき行為と解するのが妥当であろう。ただ、後婚が取消原因となり、他方で前婚については離婚原因となってしまう、独身状態になるという背理が生ずる。統一時に国境を暫定的に維持したまま、自由交流を認めることで身分関係の当事者間の自主的解決に委ねるなどの制度的工夫が必須となる。

次に中国等における売春問題について考える。「自由意思」による行為であれば、セックスワーカーの権利を論ずる意義もあろうが、「生きるためにやむを得ずにした行為」は真正な「自由意思」ではない。また、だからといって夫が寛大とは限らない。「韓国人の夫が脱北女性の過去を暴いて詳細に知ることを望むとき、相当な葛藤と不適応を体験する……。夫は妻の正直さに対して疑いを持ち、妻は夫が自身を理解できないことに対して空しい感情を持つ」（イ・スンヒョン 2009: 123）。朝鮮戦争後の売春婦は、客だった米兵に連れられて米国に行き、国際結婚したが、これは「貞操を

守れなかった女性を国外に出すメカニズム」(崔吉城 2001: 14)となっていたという見解もある。

他方、中国人の子を妊娠した脱北女性が北朝鮮に帰ろうとすると、北朝鮮で、強制流産等の苛酷な対応を受けることが多い。「汚らわしい」と非難していることからみて民族の純潔ないしは儒教的に道を外れた行為として配偶者ある女性が中国で中国人の男と性関係を持った行為を「民族の恥辱」(崔吉城 2001: 10)と考えるのである。しかし、パンソリで有名な『沈清伝』のように父のために自らを犠牲にする娘が「孝」として称賛されもする⁽²⁸⁾。

「規範から女性が逸脱すると、女性たちを厳しい目で社会は捉える。……女性を「良き女性」と、規範から逸脱した「墮落した女性」という浄と不浄に二極化する。……それは、差別や偏見を生み出す構造を強化させる」(島崎 2010: 192)。脱北者に対する偏見の一つが、間諜ではないかと疑いの目で見られることであるが、ハニートラップを駆使した元正花のような間諜が脱北女性の性イメージを一層悪化させる⁽²⁹⁾。

さらに問題なのは、女性による「同性内差別という構図」(島崎 2010: 192)である。本来被害者であるはずの女性、特に「夫と共に来た女性たちの場合、あるいは年齢が高い女性たちであればあるほど躊躇なく非難し、自分たちを差別化する。……韓国女性よりきびしい」(イ・セロブ 2002: 57)。

5. 結論に代えて

第2章では北朝鮮の人権問題、第3章では中国の人権問題を論じた。さらに第4章では韓国の適応問題を論じた。本節では、まず適応問題、次に人権問題につき、結論に代えて検討してみたい。

第4章でみたように、韓国の脱北者問題といえは、結局、韓国社会への定着、「適応」という名の「同化」(表2のⅢ型)の問題である。結婚は、脱北女性が韓国社会に適応するために重要な契機となるが、韓国入国後の脱北女性の結婚は「脱北過程における結婚関係と形態が影響を与え、……中国での朝鮮族や漢族との結婚は、結合自体が生

表2 「北朝鮮移住民」の韓国社会適応類型

		韓国社会参加程度	
		高い	低い
北朝鮮文化・アイデンティティ維持の程度	高い	I. 統合型 (Integration)	II. 孤立型 (Isolation)
	低い	III. 同化型 (Assimilation)	IV. 周辺化型 (Marginality)

(出所) ユン・インジン (2009: 67)。なお、ユン・インジンは、脱北者を「北朝鮮移住民」と呼ぶ。

存のために半強制的なものであったため幸せな結婚に対するビジョンがなく……生命を助けてくれた相手に対する反対給付的借金意識等が葛藤の原因」(キム・ジンスン 2010: 139)ともなる。

北朝鮮のものは何でも間違った悪いものだという認識から、一方的に韓国側の政治体制・社会・文化に合わせることを求められがちである。北朝鮮や中国で人間以下の生を強いられ、ようやく韓国に入っても、この苦痛が待っている。それが悪循環となって適応をさらに困難にする。ストレスや葛藤のあまり、再度米国等に逃避しようという動きさえみられる。

さらに、職場等で北朝鮮の人だと分かると差別されるため、北朝鮮が「文化語」と称し、誇りをもつ北朝鮮の言葉を矯正しないといけないう、少数者・異邦人としての悲哀も経験する。ただ、最近の韓国社会における多文化現象への対応は2011年の「多文化家族支援法」の制定のように顕著であり、徐々に改善されることとなろう。

たしかに脱北者には、階層や性別、年齢、学歴等の資質を個別に分析・解明し、当該脱北者の韓国に対する価値観やライフスタイルへの葛藤に対しては、いわばオーダーメイド型の処遇が必要なのだが、脱北者が増えていけば、容易なことではない。そこで、以下のような発想の転換も可能かもしれない。「私たちが考える北朝鮮はこの世の中にない」(キム・ジンスン 2010: 149)と言われるように分断60年余、南北双方に固有の社会・文化が形成され、別の歴史観を持つようになっていく。同一民族としての求心力も失われつつあり、同胞と言いつつも二等国民扱いされるなら、自らのアイデンティティを維持し続けるためにお互い

に外国人という認識をするほうが現実的となると考えられる（表2のⅡ型）。

次に、第2章と第3章で論じた人権問題について検討したい。北朝鮮や中国での脱北女性に対する人権侵害解決のためには、長期的観点からは、世界レベルでの公論化は必要と考えられる。難民定義にジェンダー要素を取り入れる動きもあるが⁽³⁰⁾、脱北女性に触れた主張はみられない。そして、「脱北女性という新しいイシューが超国家主義運動を広めるに足る政治性と象徴性を持つ……ならばアフガニスタンやイラクの女性問題」同様、国際社会から注目される可能性が高い。脱北女性の人権が朝鮮半島だけでなく国際社会全般の問題だという認識を広め、「客観性（impartiality）を浮上させるための高度な戦略が必要で、そのために世界女性団体との積極的交流とアジェンダ形成のための共同努力が切実」（ホン・キュドク 2002: 42-43）だとする意見もある。

しかし、中国に対して脱北女性の難民認定や韓国への引渡等を要請する場合、規範的な側面から中国の国内法や中国が加入している国際人権条約を遵守するよう国際社会が要求するとしても、最終的な難民認定は現地国の固有権限であり、中国にも難民認定しない相当の理由がある。可能な限り中国との外交的摩擦を回避しつつ、非公開の2国間交渉でその協力を得て、静かながらも実質的な形で脱北者を保護することが、現実的な方法であると考えられる。実際、少ないながら脱北者の引渡も行われてきた。ところが、2012年に入り、韓国政府は、難民協約と拷問防止条約の「強制追放又は送還禁止」条項を根拠に、2月の国連人権理事会で脱北者問題を公式的に提起し、これまでの二国間問題から国際問題へと転換させた。今のところまだ評価できる時期ではないが、外交とは結局、国力がものをいうことが多く、脱北者問題解決のための外交力量が強化される必要がある。

〈参考文献〉

（日本語）

アガンベン 2003. Giorgio Agamben, 2003. Homo sacre: Il potere sovrano e la nuda vita, 1995 Giulio Einaudi editore s.p.a (高桑和巳訳『ホモ・サケルー主権権力と剥き出しの生』以文社、2003年)。

緒方貞子 2006. 『私の仕事』草思社。

金賢美 2011. (平田由紀江訳「韓国における多文化主義と文化的市民権：結婚移住女性を中心に」『学術の動向』2011年第1号、日本学術協力財団、2011年、74-77ページ。日本学術会議主催シンポジウム『グローバル化するメディア社会と文化的市民権』における金賢美による基調報告「声と表象のはざまで：韓国メディアにおける結婚移住女性表象と彼女たちの自己表象」の和訳。2010年7月25日。原文なし)。

五味洋治 2012. 『父・金正日と私 金正男独占告白』文藝春秋。

崔古城 2001. 「朝鮮戦争における国連軍の性暴行と売春」『アジア社会文化研究』第2号、広島大学、1-16ページ。

崔達坤 2001. 『北朝鮮の民法・家族法』日本加除出版。

島崎裕子 2010. 「カンボジア農村におけるシステムとしての家父長制—脆弱者を人身売買被害者へと転化する構造—」『アジア太平洋討議』第15号、早稲田大学アジア太平洋研究センター、87-200ページ。

瀬地山 角 1996. 『東アジアの家父長制—ジェンダーの比較社会学』勁草書房。

テッサ・モーリス＝スズキ 2012. (田代泰子訳『北朝鮮で考えたこと』集英社、2012年。Tessa Morris-Suzuki, To the Diamond Mountains, Rowman & Little Field, 2010を元にアレンジされた「東北アジア百年の旅」(集英社HP)を改題、加筆修正したもの)。

登坂学 2010. 「中国における未成年者保護の現実と可能性—児童誘拐及び売買の事例を通じて」『九州保健福祉大学研究紀要』第11号、九州保健福祉大学、53-63ページ。

中尾美知子 2010. 「韓国の「結婚移民者」にみる流動と定着」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』第12巻第2号、岩手県立大学、41-50ページ。

南茂由利子 2010. 「フェミニズム法学とNationhoodをめぐる議論の展開と展望：難民審査ジェンダー・ガイドラインと女性難民保護から見えてくるもの」博士論文、大阪府立大学。

バーバラ・デミック 2011. Demick, Barbara 2010. Nothing to Envy: Real Lives in North Korea, London, Granta Books (園部哲訳『密閉国家に生きる—私たちが愛して憎んだ北朝鮮』中央公論新社、2011年)。

平沢勝栄 2004. 『拉致問題—対北朝鮮外交のありかたを問う』PHP研究所。

藤本明夫 2011. 「脱北者のアボリアー脱北女性を中心に」博士論文、拓殖大学。

李洙任・田中宏 2007. 『グローバル時代の日本社会と国籍』明石書店。

梁東河・中平信也 2005. 『わたしは、こうして北朝鮮で生き抜いた！』集英社。

(韓國語)

- 国家人權委員會 2010. 「탈북여성의 탈북 및 정착 과정에서 인권침해 실태조사」 서울, 国家人權委員會.
- 권용우, 김영규 [クオン・ヨンウ, 김·ヨン규] 2004. 『북한민법연구』 서울, 신양사.
- 김국신의 [김·국신他] 2011. 『북한인권백서 2011』 서울, 통일연구원.
- 김미자 [김·미자] 2008. 「북한이탈여성의 주관적 삶의 질에 영향을 미치는 요인」 평택대학교博士學位論文.
- 김영만 [김·영만] 2003. 「탈북자들의 소외감과 삶의 질에 영향을 미치는 요인 연구」 연세대학교 박사학위 논문.
- 김진순 [김·진순] 2010. 「기독교인 탈북자의 가정생활—부부관계를 중심으로—」 白石大學校博士學位論文.
- 大韓弁護士協會 2010. 『북한인권백서 2010』 서울, 대한변호사협회.
- 김화순·최대석 [김·fassun, 최·테소크] 2011. 「탈북이주민 정착정책의 인식과 과제: “정착 지원을 넘어 사회통합으로”」 『통일정책연구 (제20권 2호)』 KINU, pp. 37-73.
- 도기숙 [도·키숙] 2007. 「독일통일 이후 여성상의 변화—동독여성을 중심으로」 『독일문학 (제101집)』 서울, 한국독어독문학회, pp. 256-276.
- 東國大學校北朝鮮日常生活研究センター 2010. 『탈북여성의 탈북 및 정착 과정에서의 인권침해 실태조사』 서울, 국가인권위원회.
- 박순성의 [박·순성他] 2009. 『탈북여성의 탈북 및 정착 과정에서의 인권침해 실태조사』 서울, 국가인권위원회.
- 박정량 [박·정량] 2011. 「탈북여성의 결혼」 『탈북여성의 삶과 생애』 서울, 탈북여성인권연대 pp. 63-115.
- 북한이탈주민지원재단 [北朝鮮離脱住民支援財団] 2011. 『2011 북한이탈주민생활실태조사 기초분석 보고서』 서울, 북한이탈주민지원재단.
- 북한인권기록보존소 [北朝鮮人權記録保存所] 2011. 『2011 북한인권백서』 서울, (사) 북한인권정보센터.
- 북한인권정보센터 [北朝鮮人權情報センター] 2007. 『2006 북한이탈주민 경제활동 동향—취업·실업·소득』 서울, 북한인권정보센터.
- 孫鳳淑 「北韓女性の政治參與研究」 1982. 『社會科學과 政策研究第IV卷第3號』 서울大學校社會科學研究所, pp. 225-243.
- 송종익 [송·종익] 2002. 「남북한 가정생활에 대한 비교 연구」 서울, 숭실대학교석사학위논문.
- 심영희 [심·영희] 2006. 「북한여성의 인권: 실태와 요인」 『아시아여성연구 (제45집 2호)』 서울,

- 아시아여성연구, pp. 151-194.
- 양천수 [양·천수] 2008. 「법이론과 법적정책의 관점에서 접근한 새터민 이혼소송」 『통일정책연구 (제17권 1호)』 서울, 통일연구원, pp. 293-314.
- 오상순 [오·상순] 2000. 「개혁개방과 중국 조선족여성들의 의식변화」 『민족과 문화, Vol. 9』 서울, 한양대학교 민족학연구소, pp. 81-117.
- 이금순 [이·금순] 2007. 「북한여성의 이주혼인과 인권문제」 『탈북 여성관련 전문가간담회 자료 (북한인권 자료 2007-02)』 서울, 국가인권위원회, pp. 1-15.
- 李炳旭 2005. 「離散家族과 婚姻에 관한 法律問題」 서울, 고려대학교석사학위논문.
- 이새롭 [이·새롭] 2002. 「북한 이주 여성을 둘러싼 사회적 통념과 선택적 협상에 관한 연구」 서울, 이화여자대학교석사학위논문.
- 이순형, 김창대, 진미정 [이·순형, 김·창대, 진·미정] 2009. 『탈북민의가족해체와 재구성 (서울대학교통일학신서 5)』 서울, 서울대학교출판문화원.
- 이영선, 구혜완, 한인영 [이·영선, 구·혜완, 한·인영] 2011. 「학술논문분석을 통해 본 북한이탈주민여성의 특수성」 『통일문제 연구 2011년 하반기 (통권 제56호)』 서울, 평화문제연구소, pp. 147-193.
- 이화진 [이·화진] 2010. 「탈북여성의 북한, 중국, 국에서의 결혼생활을 통해본 인권침해와 정체성 변화과정—탈북여성에 대한 심층면접을 중심으로—」 한양대학교 대학원박사학위논문.
- 임순희 [임·순희] 2002. 『탈북여성의 삶 (民族發展研究 No. 6)』 中央大學校民族發展研究院.
- 임현진, 정영철 [임·현진, 정·영철] 1999. 「사회적 접근을 통한 남북통합의 모색」 『통일연구 3』 연세대학교 통일연구원, pp. 329-371.
- 윤인진 [윤·인진] 2009. 『북한이주민—생활과 의식, 그리고 정착지원정책』 서울, 집문당.
- 장준오, 고성호 [장·준오, 고·성호] 2010. 『북한이탈주민 범죄실태 및 대책 (연구총서 10-06)』 서울, 한국형사정책연구원.
- 정주신 [정·주신] 2007. 「탈북자 문제의 인식」 경기도, 한국학술정보.
- 최금해 [최·금해] 2005. 「한국 남성과 결혼한중국 조선족 여성들의한국에서의 적응기 생활체험에 관한 연구—여성주의적 고찰—」 『아시아여성연구 (제44집 1호)』 서울, 아시아여성연구, pp. 329-364.
- 최미선 [최·미선] 2000. 「재벌회장부부의 1천억 이혼소송」 『여성동아 (2000년 8월호)』 (http://www.donga.com/docs/magazine/woman_donga/200008/index.html), 2012년 2월 28일 액세스.
- 최현실 [최·현실] 2010. 「탈북여성들의 트라

우마와 정착지원 방향 연구」정책연구정보서비스, PRISM (http://www.prism.go.kr/homepage/researchsearch/brm/retrieveBrm.do?detail_id=1250000-201000029&flag=organ&organId=1250000&issuedYear=2010&levelUseYn=N), 2012년 8월 26일 액세스.

統一教育院 2011. 『북한이해 2011』 서울, 통일부 통일교육원.

統一部 2012. (<http://www.unikorea.go.kr/CmsWeb/viewPage.req?idx=PG0000000365>), 2012년 8월 25일 액세스.

統一新聞編集部 2006. 「새터민 이혼문제 해결 방안은... (2006.12.12)」『통일신문』(http://www.unityinfo.co.kr/bbs.html?Table=ins_bbs4&mode=view&uid=145&page=6§ion=), 2012년 8월 26일 액세스.

統計庁 (http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_IdxMain.jsp?idx_cd=2430&bbs=INDEX_001), 2012년 9월 3일 액세스.

한기중 [한·키쥔] 2007. 「남북한 및 해협양안 의이산부부 혼인관계에 관한 고찰」『家族法研究 (第21卷2號)』대전, 한국가족법학회, pp. 147-165.

한명륜 [한·미온리운] 2011. 「2011년, 한국의 노년 이혼을 말한다—1. 황혼이혼의 현황 실태 노년, 이혼의 추억으로 떠오르다?」(<http://www.divorcestory.co.kr/divorce/home/divorce/news.php?id=news&q=view&uid=113>), 2012년 8월 26일 액세스.

홍규덕 [홍·큐도크] 2002. 「탈북여성 인권보호의 국제정치학적 의미와 대안 모색」『아시아여성연구 (제41호)』서울, 아시아여성연구서, pp. 3-52.

(朝鮮語)

金日成 1984. 「녀성들을 혁명화, 로동계급화 할 데 대하여 (조선민주녀성동맹제4차대회에서 한 연설 - 1971년 10월 7일)」『김일성저작집 (26)』조선로동당출판사, pp. 377-402.

社会科学院法学研究所 1997. 『민사법사전』사회안전부출판사.

문영호외 [문·윤호타] 2004. 『조선말사전』과학백과사전출판사.

(1) 定義は様々あるが、本稿では北朝鮮を脱出し、第三国又は韓国にいる「北朝鮮」国民をいう。わが国の「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では「北朝鮮を脱出した者であって、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるもの」とされるが、韓国での定義(北朝鮮離脱住民保護法)である「北朝鮮に住所、直系家族、配偶者、職場等を置いている者であって、北

朝鮮を脱出した後外国国籍を取得しない者」のほうが、具体的である。類型別にみると、①理念型:北朝鮮体制に対する嫌悪から脱北、②生計型:食糧難等経済的な理由で脱北、③well-being型:より良い人生を追求して脱北、に分類される。「経済的により良い生活と子の未来のために危険を冒し、国境を越える」戦略的選択としての脱北は国家間移住と類似し、「家族に対する考慮から出発した脱北と移住が、結果的には家族解体と家族意識の弱化をもたらす」(イ・スンヒョン、キム・チャンデ、ジン・ミジョン 2009: 86)。

(2) ルワンダ難民の中に、ツチ族を虐殺した戦争犯罪人であるフツ族の軍人や民兵が紛れ込んでおり、仕分けが困難で、UNHCRはそのまま難民保護を継続したが、反対意見が強かった(緒方 2002: 172-173)。

(3) なぜ女性が多いのかについては諸説あるが、①家庭における家事と仕事の二重労働、生活を支える責任が女性にある、②儒教社会ゆえの男尊女卑、③脱出が容易(男は企業所に固定され、監視も強く、兵役期間も長い)、④脱出後も売春等女性の仕事が多く、生き易い、⑤チャレンジ精神が旺盛(男性は体制順応型が多い)などが考えられている。

(4) 結婚とは「男女が夫婦の関係を結ぶこと」(ムン・ヨンホ他 2004)であり、北朝鮮家族法第11条は「①結婚は身分登録機関に登録をし、法的に認められてこそ国家の保護を受ける。②結婚登録をせずに夫婦生活をする事ができない」とし、事実婚(内縁)を禁止している。北朝鮮憲法(2012年)第78条は「結婚及び家庭は国家の保護を受ける」とする。本稿では、結婚という語に事実婚を含めて言う場合がある。金日成父子は、複数回の結婚や事実婚をしているが、彼らには法自体が適用されない、すなわち統治の主体であって対象ではないと考えるしかないであろう。五味(2012: 216)によると、金正男は「しばらく同居して、子供ができた女性や、交際した女性はいませんが、結婚したワイフは一人という意識」と言っている。

(5) 「家父長的社会主義の協力者ないし共謀者」という見解(シム・ヨンヒ 2006: 183)もある。最近の「女性権利保障法」(2010年)第7条は「女性同盟は女性権利保障のための女性の組織」と規定する。

(6) 家族解体とは「単に関係や構造の分離だけを意味するのではなく、家族としてのアイデンティティが共有されることができない状態、そして情緒的紐帯と結束、子供の社会化等の家族の機能が正しく遂行されることができない状態を含む」(イ・スンヒョン、キム・チャンデ、ジン・ミジョン 2009: 28)。

(7) 脱北を一人で行うのは、体力の問題もあるであろう。「未婚の場合には概して一人で脱北し、既婚の場合に

- は一人で脱北するか、そうでなければ生殖家族と共に脱北する。脱北を決めたり、履行したりする過程で原家族が共に動く場合は殆どない。しかし脱北後中国や韓国に定着することにあれば概して両親や兄弟姉妹をまた探す。」(イ・スンヒョン、キム・チャンデ、ジン・ミジョン 2009: 49-50)。
- (8) 家族法第 20 条。1956 年までは協議離婚も認められていた。裁判離婚事由は明文化され(「民事規定施行細則」)、①当事者が嚴重な罪を犯して長期刑を受けた場合、②当事者が長期的、慢性的な精神病で完治する可能性がないことが科学的に認められる場合、③当事者が 2 年以上行方不明になり結婚生活を維持できない場合、④当事者が夫婦の信義をひどく裏切り社会的に非難を受ける場合、⑤当事者が結婚生活を継続できない身体上の障害又は慢性的病気で配偶者と後代に悪い影響を与えるおそれがある場合、⑥正当な政治的要求で離婚問題が提起された場合等(イ・スンヒョン、キム・チャンデ、ジン・ミジョン 2009: 9)。
- (9) なお、身分違いの結婚は、低い方の成分に従った権利しか与えられない。
- (10) ただし、韓国国籍法等には北朝鮮国民の韓国国籍取得手続きに関する規定はなく、就籍手続きに関する規定だけがある。他方、北朝鮮国籍法上(第 2 条、第 5 条)、大部分の韓国人は北朝鮮国籍も持つことになる。
- (11) 「中国人男性にとって、北朝鮮の女性には神秘的な魅力がある。飢餓が身体や顔色に及ぼしたダメージはあるが、北朝鮮の女性はアジアで一番美しい女性の部類に属する」。韓国の男たちは南男女が遺伝的観点から「理想的な組み合わせだと言うのだ。中国の男たちは、北朝鮮女性は中国女性よりも控えめで従順だと感じている」(バーバラ・デミック 2011: 295)。
- (12) 親からの分離禁止は「家族結合権」と呼ばれたりするが、日本の成文法上にはこの概念は存在しない。
- (13) 4 週間から 9 週間いる場合が多い(62.9%)。国家人権委員会 2010。(問 82)による。なお、最近、大成公社は対共間諜業務に戻り、従前の業務は国家情報院の主管する総合合同尋問所に移管されている。
- (14) 「幸福追求権」と呼び、韓国(日本でも)では憲法(第 10 条)上の権利である。
- (15) 韓国では、2008 年の戸主制度の廃止等に伴い、「家族関係登録簿」となったが、便宜上本稿では戸籍と呼ぶ。北朝鮮では、1946 年の「公民証に関する決定」により同年中に公民証を交付し、1955 年「公民の身分登録に関する規定」で、戸籍を廃止したとされるが、詳細は不明。住民登録に類する公民証は、改訂を経ながら今も存続している(「公民登録法」)。

- (16) 韓国内居住の脱北者の婚姻状態は、結婚 35.3%、未婚 27.7%、離婚 13.0%、死別 10.5%、同居 9.2%、別居 2.9%、その他 1.4%、また配偶者の国籍は中国 35.6%、北朝鮮 34.0%、韓国 27.2%、その他 3.2%である。24.8%は韓国に入国してから結婚した(北朝鮮離脱住民支援財団 2011: 147-148)。
- (17) 1967 年制定、2009 年最終改正。北朝鮮から韓国に移り、新たに戸籍を編制した者のうち北朝鮮側の残留者に対して、家族や検事の請求により、裁判所が不在宣告をし、失踪宣告を受けたとみなす制度である。死亡した事実が証明された場合等は、不在宣告は取り消され、その宣告後から宣告が取り消される前までに善意でした行為の効力には影響を及ぼさない。
- (18) 2003 年 3 月 18 日(戸籍例規第 644 号)以降、このような扱いになった(ヤン・チョンス 2008: 294)。
- (19) 重婚は北朝鮮刑法第 270 条(違法婚姻罪)で、2 年以下の労働鍛練刑等に処される。
- (20) ただし、韓国の通説・判例は、「法律婚が事実上離婚状態にある場合や婚姻の配偶者又は第三者が重婚の事実に対し善意の場合には、事実婚として法律上保護される」が、脱北女性の場合には該当しないことが多いであろう(李炳旭 2005: 95)。そのほか、本稿では、国際私法上の細かい論点には触れない。
- (21) しかも「公開」裁判である(崔達坤 2001: 221)。日本の場合、裁判以前に調停や審判が前置される。
- (22) 2007 年 6 月 22 日ソウル家庭法院判決(2004 ㄸ단 77721 離婚事件)。他の数百件の事件もほぼ同一内容の判決である。
- (23) 憲法第 3 条で定められている。第 4 条では「大韓民国は統一を指向し、自由民主的基本秩序に立つ平和的統一政策を樹立し、これを推進する」といい、統一に向かうパートナーとして北朝鮮の実体を認めているため、両条の整合性につき韓国では大いに議論がある。もちろん、理論的には、憲法次元の議論をそのまま国際法上の議論に持ち込むことはできない。
- (24) 北朝鮮の「男性は韓国女性との結婚が難しいという理由でほとんど無条件的に北朝鮮女性たちに積極的な求愛をする…この過程で性暴力が頻繁に発生したりもする。すでに性的に墮落した女性という脱北女性に対する通念がそのまま転移するため」(イ・セロブ 2002: 147, 92)。
- (25) ただし、いったん韓国男性と結婚した場合、政府からの補助金や各種特典の給付がなくなるため、後に離婚したりすると困難に遭遇するおそれがある。
- (26) 実際の配偶者の出身地は、男性の場合、中国(22.4%)、北朝鮮(64.4%)、韓国(10.2%)、その他(1.7%)であり、女性の場合、中国(40.0%)、北

朝鮮（24.1%）、韓国（32.7%）、その他（0.4%）であり、希望とはかなり開きがある（北朝鮮離脱住民支援財団 2011: 150）。実際の脱北者数は女性が8割だから北朝鮮女性はもともと北朝鮮男性と結婚する比率は低い。

- (27) 朝鮮半島では蓄妾など一夫多妻の慣習があったため、殊更に厳格に規制したとされる。北朝鮮最初の刑法（1950年）は、女性解放の諸規定（売春、その強要・仲介、私娼窟設置、女性の結婚強要・蓄妾、結婚時の新婦側への代価支払い等）を有していた。他方、日本民法では、重婚は無効ではなく、取り消すべき行為とされ、しかも北朝鮮と逆に後婚を尊重

する。

- (28) 日本と異なり、朝鮮半島では概して「忠」より「孝」が重視された。また、舞台は黄州（黄海北道）である。
- (29) 元正花は、脱北者を装い、韓国軍の士官や脱北者団体幹部らと肉体関係を持ち間諜活動をしていたが、2008年に逮捕された。
- (30) 現在の難民条約上の難民定義では、たとえばムスリム女性のヴェール着用義務のほか、性的虐待、強姦、女兒殺し、女性割礼、強制結婚、奴隷制、DV、強制中絶等、ジェンダーに基づく迫害を理由とする場合、女性が庇護を受け難いという主張。たとえば南茂（2010）参照。